**重要**

令和５年４月２７日

社会福祉施設等　管理者様

倉敷市保健所 保健課長

新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置づけられた後の
社会福祉施設等における感染症等発生時の報告等について（依頼）

平素より、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症をはじめとした、感染症・食中毒等対応に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、すでに御了知のとおり、令和５年５月８日から、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染症法に基づく分類は、季節性インフルエンザと同じ５類感染症に位置づけられることになります。

つきましては、５月８日以降の社会福祉施設等における新型コロナ発生時の対応について、次のとおりとしますので、御対応をよろしくお願いいたします。

記

１　５月８日以降の社会福祉施設等における集団発生時の報告について

５類移行後は、新型コロナについても季節性インフルエンザ等の感染症と同様の対応とします。

詳しくは、別紙１「５／８以降の社会福祉施設等における感染症発生時の報告について」を御参照ください。

２　今後の新型コロナに関する相談窓口について

別紙２参照

３　その他新型コロナに関する情報提供

別紙３参照

【問い合わせ先】
保健課感染症係　　角南・西
電話　086-434-9810